

<参考> こども大綱に記載のある主なトピック

No	事項	「こども大綱」の記載箇所	関連する都の取組	現子供・若者計画の関連項目	都の取組内容が言及されている 主な計画等
1	子供・若者の権利	1 ライフステージを通した重要事項 （1）こども・若者が権利の主体である ことの社会全体での共有等	○子供の権利に関して、東京都こども基本条例の内容について、広く社会での理解が浸透するよう、様々な取組を進めています。 ・令和4年度 条例ハンドブックの制作・配布 ・令和5年度 条例解説動画の制作・発信 ・令和6年度 国内外の多様な主体との連携を通じて、普及啓発の場や意見交換等を行う場を創出	基本方針Ⅰ－1 【3 豊かな人間性の育成】	「こども未来アクション2024」 P57
2	特定分野に特異な才能のある こども・若者	1 ライフステージを通した重要事項 （2）多様な遊びや体験、活躍できる 機会づくり （こども・若者が活躍できる機会づくり）	○理数・芸術分野に得意な才能をもつ生徒に対して、高度な教育プログラムを構築するとともに、生徒一人ひとりの理数・芸術 分野の才能を伸ばし、世界を牽引する科学者・研究者、芸術家の育成を目指し、得意な才能を伸ばす教育を実施しています。	基本方針Ⅰ－2 【1 時代の変化に対応 できる力の育成】	
3	ジェンダーギャップの解消	1 ライフステージを通した重要事項 （2）多様な遊びや体験、活躍できる 機会づくり （こども・若者の可能性を広げていくため のジェンダーギャップの解消）	○無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に対する認知や関心を高めるため、教育機関と連携して実施した実態調査の結果等を踏まえて、大人と子供の両面から意識啓発を図っています。 ・都庁管理職向けアンコンシャス・バイアス研修の実施 ・子供を対象とした職業・社会体験施設等と連携した普及啓発イベント ・STEM分野の企業等と連携した、女子中高生向けオフィスツアーの実施 ・動画放映、普及啓発グッズ配布などのPR	基本方針Ⅰ－2 【4 多様な交流機会 の確保】	「東京都男女平等参画 推進総合計画」 P128
4	プレコンセプションケア	1 ライフステージを通した重要事項 （3）こどもや若者への切れ目のない 保健・医療の提供 （プレコンセプションケアを含む成育医療 等に関する研究や相談支援等）	○男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行えるよう、取組を進めています。 ・年代や性別ごとのニーズを踏まえた動画を作成（妊娠の仕組みや年齢と妊孕性の関係など共通の事項に加え、子宮頸がんワ クチン接種（10代・20代女性）や男性不妊（30代男性）など） ・講座「TOKYOプレコンゼミ」を開催し、「プレコンセプションケア」、「男性を含む不妊」、「妊娠・出産前のヘルスチェック」等につい て解説。同講座受講者のうち希望者に対し、AMH検査（※）等の費用を助成 （※）卵巣内に卵子がどの程度残っているのかを調べる検査	基本方針Ⅲ－1 【1 子育て支援の充実】	「こども未来アクション2024」 P306 「東京都の少子化対策 2024」 P21
5	慢性疾病	1 ライフステージを通した重要事項 （3）こどもや若者への切れ目のない 保健・医療の提供 （慢性疾病・難病を抱えるこども・若者 への支援）	○小児期から成人期への移行期にある小児慢性特定疾病児童等への適切な医療の提供に関する課題を解消するため、小児 期及び成人期をそれぞれ担当する医療従事者間の連携など支援体制の整備や、自身の疾病等の理解を深めるなどの自律 （自立）支援の実施により、移行期医療支援体制の整備を実施しています。	基本方針Ⅱ－1 【10 特に配慮が必要な 子供・若者への支援】	「こども未来アクション2024」 P276 「子供・子育て支援 総合計画（中間見直し）」 P153
6	チャイルド・デス・レビュー	1 ライフステージを通した重要事項 （7）こども・若者の自殺対策、犯罪 などからこども・若者を守る取組 （犯罪被害、事故、災害からこどもを守 る環境整備）	○子供の死亡事例について、関係機関と連携しながら、子供の死に至る情報の収集、予防可能な要因の検証、効果的な予防 策の提言を実施しています。	基本方針Ⅲ－3 【1 地域における子供の 安全対策】	「こども未来アクション2024」 P296
7	金融リテラシー	2 ライフステージ別の重要事項 （2）学童期・思春期 （成年年齢を迎える前に必要となる知 識に関する情報提供や教育）	○ライフスタイルの多様化や、成年年齢の引下げ、長寿化などを背景に、1人ひとりの方が金融リテラシーを身に着ける必要性が 高まっています。金融経済教育の拡充を支援するため、若年層をはじめとした様々な世代を対象にしたセミナー等を実施していま す。	基本方針Ⅰ－3 【4 社会生活において必要 な知識の付与】	「「国際金融都市東京」構想 2.0」 P27
8	校則の見直し	2 ライフステージ別の重要事項 （2）学童期・思春期 （校則の見直し）	○各校が教育活動を通じ資質・能力を育成する過程において守るべき学習や生活上の決まりである校則等に対する生徒の理 解を深め、自分たちのものとして守っていく意識や姿勢を身に付けることができるよう、教職員や生徒、保護者等が話し合うなど、 校則の見直しに取り組んでいます。	基本方針Ⅰ－1 【3 豊かな人間性の育成】	

<参考> こども大綱に記載のある主なトピック

No	事項	「こども大綱」の記載箇所	関連する都の取組	現子供・若者計画の関連項目	都の取組内容が言及されている 主な計画等
9	体罰や不適切な指導の防止	2 ライフステージ別の重要事項 （２）学童期・思春期 （体罰や不適切な指導の防止）	○体罰、不適切な指導、暴言等の一層根絶に向けて、対応例を活用した研修を実施するとともに、体罰や性暴力を含めた相談シートを全児童・生徒に配布し、総合的な実態把握に取り組んでいます。 ○部活動の指導者にコンプライアンスと倫理規範に基づく言動を徹底し、科学的トレーニングを導入することなどにより、体罰や不適切な行為のない部活動を推進します。	基本方針Ⅰ－１ 【３ 豊かな人間性の育成】	「こども未来アクション2024」 P274 「子供・子育て支援 総合計画（中間見直し）」 P145 「東京都教育ビジョン （第５次）」 P65
10	職業意識の形成支援	2 ライフステージ別の重要事項 （３）青年期 （高等教育の修学支援、高等教育の充実）	○職業教育の質の向上を図り、多くの専門人材を育成する教育の推進を図るため、専修学校専門課程のうち、特に職業に関連した企業等との密接な連携を通じ、より実践的な職業教育を行っている職業実践専門課程に対し、補助を実施しています。	基本方針Ⅰ－３ 【３ 様々な就業支援】	
11	リ・スキリング	2 ライフステージ別の重要事項 （３）青年期 （就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組）	○社会人の学び直しをサポートするリカレント教育のポータルサイト、「東京リカレントナビ」を運用。 ○「東京リカレントナビ」では、分野ごとに専門家がわかりやすく解説するミニッツ動画や、学び直しを始めた先輩たちの声など学ぶ意欲を高めてくれる記事、東京都や大学等が実施する様々な講座情報等を掲載しています。	基本方針Ⅰ－３ 【３ 様々な就業支援】	
12	子育て支援や教育に関する 経済的負担の軽減	3 子育て当事者への支援に関する重要事項 （１）子育てや教育に関する経済的負担の軽減	○子供一人ひとりの成長を等しく支えるため、０歳から18歳までの全ての子供に月額5,000円を支給する、018サポートを令和５年度より実施しています。	基本方針Ⅲ－１ 【１ 子育て支援の充実】	「こども未来アクション2024」 P87
13	男性の家事・子育てへの意識改革、主体的な参画	3 子育て当事者への支援に関する重要事項 （３）共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	○子育て中の夫婦、企業経営者・マネジメント層、若者から親世代まであらゆる都民を対象に、Web サイト「TEAM 家事・育児」をはじめ、多様な媒体を活用し、普及啓発のメッセージを発信。男性の家事・育児参画に向け社会全体のマインドチェンジを促します。 ・Web サイト「TEAM 家事・育児」で男性の家事・育児を応援する様々な役立つ情報を発信 ・「名もなき家事」を広めるためのキャッチフレーズ等を募集し、アニメ・漫画等とコラボして広報展開 ・プロスポーツチーム等と連携した普及啓発イベントの実施 ○育児休業の愛称「育業」の理念を広く普及させ、多様な主体による取組を後押しすることで、男女問わず望む人誰もが「育業」できる社会の気運の醸成に取り組んでいます。 ○「育業」の推進を契機として、夫婦で協力して育児ができ、親子時間を大切にしたい多様な働き方を推進しています。	基本方針Ⅲ－１ 【１ 子育て支援の充実】	「東京都男女平等参画 推進総合計画」 P128 「こども未来アクション2024」 P329 「こども未来アクション」 （2023年１月） P131
14	ユースヘルスケア	第2 こども施策に関する基本的な方針 （５）若い世代の生活の基盤の安定 を図るとともに、多様な価値観・考え方を 大前提として若い世代の視点に立って 結婚、子育てに関する希望の形成と実現を 阻む隘路の打破に取り組む ※性と生殖に関する健康と権利、性情報への対処やお互いを尊重し合う人間 関係などを知る機会や場の充実を含む	○思春期特有の健康上の悩みを解消し、ユースの健康を増進する取組を進めています。 ・ホームページ「TOKYO YOUTH HEALTHCARE」などにより「ユースヘルスケアとは何か、なぜ必要か」の理解を浸透 ・「とうきょう若者ヘルスサポート（わかさぼ）」において、電話・メール・対面での相談対応、医療機関等への同行支援等を実施 ・都立高校等において、産婦人科医による個別の健康相談等を実施	基本方針Ⅰ－２ 【３ 健康・安全に生活 できる力を養う】	「こども未来アクション2024」 P302～303

<参考> こども大綱（抜粋）

1 ライフステージを通した重要事項

特定のライフステージのみでなくライフステージを通して縦断的に実施すべきものとして、また、全てのライフステージに共通する事項として、以下の施策に取り組む。

（１）こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

全てのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、こどもの権利条約の認知度を把握しつつその趣旨や内容についての普及啓発に民間団体等と連携して取り組むことにより、自らが権利の主体であることを広く周知する。こどもの教育、養育の場においてこどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進する。

いじめ、体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力等、こどもの権利侵害を許さないという意識を社会に浸透させるとともに、困難を抱えながらもＳＯＳを発信できていないこども・若者にアウトリーチするため、こども・若者やこども・若者に関わり得る全てのおとなを対象に、人権に対する理解を深め人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進する。

保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わるおとなへの情報提供や研修等を推進し、また、広く社会に対しても、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容について広く情報発信を行うことにより、こども・若者が権利の主体であることを広く社会全体に周知する。

こどもの権利が侵害された場合の救済機関として、地方公共団体が設置するオンブズパーソン等の相談救済機関の実態把握や事例の周知を行い、取組を後押しする。

（２）多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

（こども・若者が活躍できる機会づくり）

こども・若者が、一人一人異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り開いていけるよう、異文化や

多様な価値観、我が国の伝統・文化への理解、チャレンジ精神、外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育や教養教育、留学生の派遣・受入れ、国内外の青少年の招聘（へい）・派遣等を通じた国際交流を推進する。

持続可能な社会の創り手として活躍できるよう、持続可能な開発のための教育（E S D）を推進する。理数系教育やアントレプレナーシップ教育（起業家教育）、S T E A M教育等を推進し、イノベーションの担い手となるこども・若者や若手起業家等を育成する。

特定分野に特異な才能のあるこども・若者について、その抱える困難に寄り添いつつ、特異な才能を一層伸ばすことができるよう、大学、研究機関、地域の民間団体等の連携・協働の下、応援する。

在留外国人のこども・若者や海外から帰国したこどもについて、就学支援や適応支援、日本語指導等、個々の状況に応じた支援を推進する。

（こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消）

こども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の着実な普及、相談体制の整備等の必要な施策を講ずるよう努める。

こどもに身近な存在である教職員等が固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を持つことがないように、男女共同参画を推進するための研修や周知啓発等の取組を推進する。

女子中高生の理工系分野への興味・関心を高め適切に進路を選択することが可能となるような取組を支援するとともに、大学が企業等と連携して行う理工農系分野に進学する女子学生への修学支援の取組を促進する。

様々な世代における固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組に関する啓発や情報発信を進める。

（３）こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

（プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究や相談支援等）

不妊、予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理

を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進するとともに、家庭生活に困難を抱える特定妊婦等を含む当事者が必要としている支援に確実につながることができるよう、切れ目のない支援体制を構築する。

妊娠・出産、不妊、産後ケア等のライフイベントや女性特有の健康課題について、フェムテックの利活用に係る支援を行う。

国立成育医療研究センターに、「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせ、女性の健康や疾患に特化した研究やプレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究、相談支援、人材育成等を進める。

成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（成育医療等基本方針）に基づく国民運動である「健やか親子21」の取組により、こどもの成長や発達に関して、子育て当事者である親や身近な養育者が正しい知識を持つことに加えて、学校や企業等も含めた社会全体で親やこどもの多様性を尊重し、見守り、子育てに協力していくことができるよう、国民全体の理解を深めるための普及啓発を促進する。その際、こどもの誕生前から幼児期までの重要性に鑑み、幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョンに基づく取組と適切に連携する。

乳幼児期・学童期の健診・予防接種等の健康等情報の電子化及び標準化を推進する。また、母子保健情報のデジタル化と利活用を進める。

（慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援）

慢性疾病や難病を抱えるこども・若者について、児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき医療費の助成を行うとともに、成人後も切れ目のない医療費助成が受けられるよう、指定難病の要件を満たす小児慢性特定疾病は速やかに指定難病に追加していく。また、その自立を支援するための相談支援や就労支援等を推進する。

こどもホスピスの全国普及に向けた取組を進める。

（7）こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

（犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備）

こどもが一生に残る傷を負う事件やこどもが生命を失う事故が後を絶たず、こどもの生命・尊厳・安全を脅かす深刻な状況があること等を踏まえ、こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全てのこどもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、有害環境対策、防犯・交通安全対策、製品事故防止、防災対策等を進める。

こども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達に応じて、体系的な安全教育を推進する。こどもの安全に関 24 する保護者に対する周知啓発を進める。

チャイルド・デス・レビュー（CDR：Child Death Review）の体制整備に必要な検討を進める。

2 ライフステージ別の重要事項

（2）学童期・思春期

（成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育）

こども・若者が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達の程度等に応じて身に付けることができるよう、主権者教育を推進する。

こども・若者が消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できるよう、教育機関や関係団体との連携・協働による消費者教育の推進を図る。

金融経済教育の機会の提供に向けた取組を推進するための体制を整備し、金融経済教育の更なる充実を通じて、こども・若者の金融リテラシーの向上に取り組む。

様々な仕事・ロールモデルに触れる機会、社会人との交流の場、乳幼児と触れ合う機会などを創出し、こども・若者が自らのライフデザインを描けるよう、意識啓発や情報提供に取り組む。

こども・若者が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることに資する取組を推進する。職場体験・インターンシップ等の体験的な学習活動を効果的に活用する。こども・若者の自己実現につながる働き方の選択等に資するよう、高校等における労働関係法令の教育の支援に取り組む。社会保障の意義や仕組みを理解し、必要な制度を活用できるようにするとともに、変化する社会における社会保障について当事者意識を持てるようにするため、社会保障教育の取組を一層推進する。

（校則の見直し）

校則は、各学校がそれぞれの教育目標を達成するために、学校や地域の状況に応じて、必要かつ合理的な範囲内で定めるものであり、校則の見直しを行う場合にはその過程で子どもや保護者等の関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましいことから、学校や教育委員会等に対してその旨を周知するとともに、各地の好事例の収集、周知等を行う。

（体罰や不適切な指導の防止）

体罰はいかなる場合も許されるものではなく、学校教育法で禁止されている。また、生徒指導提要等においても、教職員による体罰や不適切な指導等については、部活動を含めた学校教育全体で、いかなる子どもに対しても決して許されないと示されていることを踏まえ、教育委員会等に対する上記趣旨の周知等、体罰や不適切な指導の根絶に向けた取組強化を推進する。

（３）青年期

（高等教育の修学支援、高等教育の充実）

若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、高等教育段階の修学支援を着実に実施する。

大学等に進学した若者が、組織的・体系的な質の高い教育を受けることができ、主体的な学修を進められるよう、大学等において教育内容・方法の改善を進める。

在学段階から職業意識の形成支援を行うとともに、学生のキャリア形成支援やライフプランニング教育を推進する。

大学等における学生の自殺対策などの取組や、障害のある学生への支援を推進する。

青年期の社会人を始めとする幅広い学習者の要請に対応するための大学等における生涯学習の取組を促す。

（就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組）

就職活動段階においては、マッチングの向上等を図ることで、不本意な早期離職を抑制しながら、キャリアの早い段階から新規学卒就職者等が集中的に職業経験を積んで、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるよう支援を行う。

離職する若者が早期に再就職し、その持てる能力を発揮できるよう、キャリア自律に向けた支援を行う。また、ハローワークや地域若者サポートステーション等による若者への就職支援に取り組む。

全国どの地域に暮らす若者にとっても、経済的な不安がなく、良質な雇用環境の下で、将来への展望を持って生活できるよう、地方創生に向けた取組を促進する。特に、地方から若者、中でも女性が都市部に流出していることを踏まえつつ、地方において若者や女性が活躍できる環境を整備することが必要であり、地方における分厚い中間層の形成に向けて、国内投資の拡大を含め、持続的に若い世代の所得が向上し、将来に希望を感じられるような魅力的な仕事を創っていくための取組を支援していく。

大きな社会経済政策として、最重要課題である「賃上げ」に取り組む。新しい資本主義の下、持続的な成長を可能とする経済構造を構築する観点から、「質の高い」投資の促進を図りつつ、「成長と分配の好循環」（成長の果実が賃金に分配され、セーフティネット等による暮らしの安心の下でそれが消費へとつながる）と「賃金と物価の好循環」（企業が賃金上昇やコストを適切に価格に反映することで収益を確保し、それが更に賃金に分配される）という「2つの好循環」の実現を目指す。

「一人ひとりが自らのキャリアを選択する」時代となり、働き方が大きく変化する中で、労働者の主体的な選択による職業選択や労働移動が、企業と経済の更なる成長につながり、構造的賃上げに資するものとなるよう、リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化という三位一体の労働市場改革を加速する。

賃上げの動きを全ての働く人々が実感でき、将来への期待も含めて、持続的なものとなるよう、L字カーブの解消などを含め、男女ともに働きやすい環境の整備、「同一労働同一賃金」の徹底と必要な制度見直しの検討、希望する非正規雇用労働者の正規化を進める。

いわゆる「年収の壁（106万円/130万円）」については、壁を意識せずに働くことが可能となるよう、取り組む。

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

（1）子育てや教育に関する経済的負担の軽減

幼児教育・保育の無償化や高校等の授業料支援、高等教育段階の修学支援など、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を着実に実施する。

教育費の負担が理想のこども数を持たない大きな理由の一つとなっているとの声があることから、特にその負担軽減が喫緊の課題とされる高等教育について、授業料等減免や奨学金制度の充実、授業料後払い制度（いわゆる日本版H E C S）の本格導入など、更なる支援拡充を検討し、必要な措置を講じる。

児童手当について、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置づけを明確化し、拡充する。

地方公共団体の取組を妨げない措置により、医療費等の負担軽減を図る。

（３）共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てを推進する。

職場の文化・雰囲気を変え、男性、女性ともに、希望どおり、気兼ねなく育児休業制度を使えるよう、組織のトップや管理職の意識を変え、仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めていく。同時に、育児休業制度自体についても多様な働き方に対応した自由度の高い制度へと強化する。

長時間労働の是正や働き方改革を進めるとともに、男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生の実施を図ることにより、女性に一方的に負担が偏る状況を解消し、女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるような環境整備を進める。

男性の育児休業が当たり前になる社会の実現に向けて、官民一体となって取り組むこととし、制度面と給付面の両面からの対応を抜本的に強化する。男性の家事・子育てへの参画の意識改革に加え、組織において就労環境や組織風土の根本的な見直しにより様々なケースに対応した実効性の高い取組の充実を図り、それぞれの家庭の事情やニーズに応じて活用できるようにすることで、男性の家事・子育てに参画したいという希望を叶えるとともに、その主体的な参画を社会全体で後押ししていく。

第2 こども施策に関する基本的な方針

(5) 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む

若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。

若い世代の雇用と所得環境の安定を図り、経済的基盤を確保する。若い世代が将来を見通して安心して仕事におけるキャリアとライフイベントの双方にチャレンジでき、さらには趣味等を含むプライベートとの両立もできる環境を整備する。若い世代の将来にわたる生活の基盤を確保し、若い世代が将来に希望を持って生きられる社会をつくることは、少子化の克服や貧困の解消・貧困の連鎖の防止のための鍵である。

もとより、結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものである。また、家族の在り方や家族を取り巻く環境が多様化している。個人の決定に対し、特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることは決してあってはならない。多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利にならないようにすることが重要である。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていくことが少子化対策の基本である。

こどもや若者が、発達の程度に応じて、性と生殖に関する健康と権利、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係などを知る機会や場を充実していく。

妊娠後やこどもが生まれた後の支援に加えて、これから結婚や妊娠を希望する方への希望に応じた支援を進める。

共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育てを推進し、家庭内において育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。固定的性別役割分担意識等を前提とした働き方や暮らし方を見直し、子育て当事者の女性と男性がともに、こどもと過ごす時間をつくることができ、仕事などで自己実現を図

りつつ相互に協力しながら子育てをすることができ、自らのキャリアを犠牲にすることなく、むしろ子育て経験を仕事等に活かすなど自己実現を図りつつ、それを職場が応援し、地域社会全体で支援するよう取り組む。また、子育て当事者が、共働き・共育てを実現するために必要な情報や支援が得られるようにする。

企業や地域社会、子育てを終えられた方々や子育てされていない方々も含めて、皆が参加して、こども・若者や子育てをめぐる問題は日本の未来に関わるという意識を持ち、こどもや家族が大事にされるよう、社会全体の構造や意識を変えていく。